

高取町空き家家財処分補助金のご案内

空き家の賃貸または売却のため、所有者が空き家内にある家財を業者委託により処分する経費の一部を助成します。



○補助の対象となる空き家（次のいずれの要件も満たすこと）



- （1）町内にある空き家（個人住宅）であること
- （2）賃貸または売却目的で不動産会社等と契約等を行ったもの
- （3）この補助金により、既に家財処分を行った空き家でないこと

○補助の対象者（次のいずれにも該当する方）

- （1）空き家の所有者
※所有者が複数の場合、全員の同意を得ていること
- （2）町税の滞納がない方
- （3）高取町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

○補助の対象となる経費

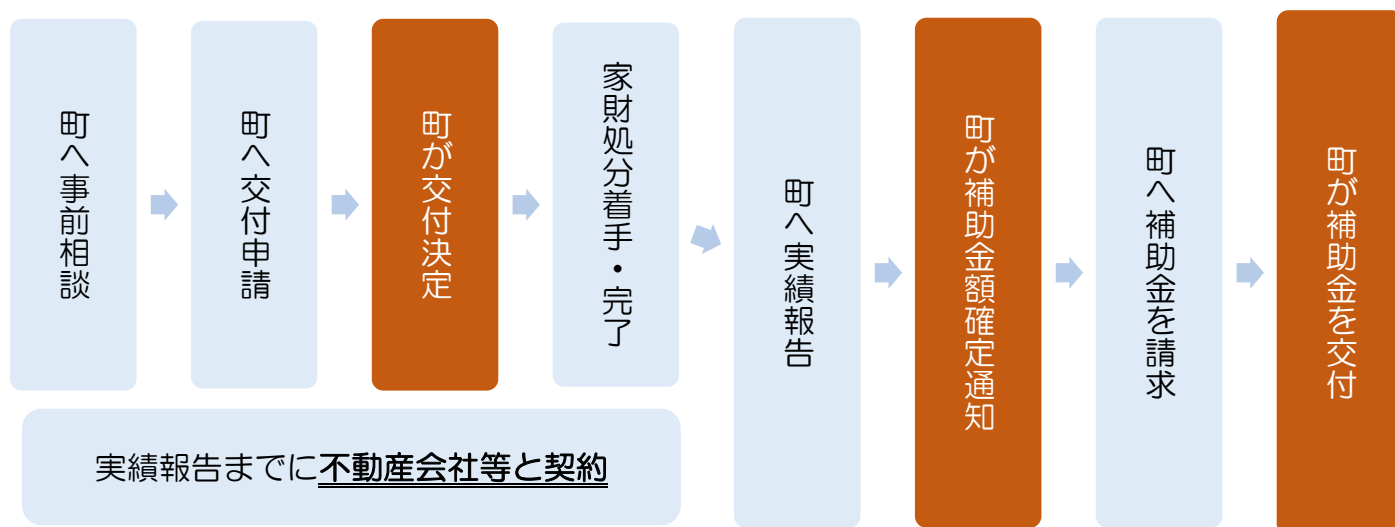
空き家内にある家財の処分を、業者委託により行う経費
※所有者が自分で行うものは対象としません。



○補助金の額

補助率…補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）
補助限度額…10万円

申請手続きの流れ



交付申請に必要な書類

高取町空き家家財処分補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）

添付書類：町税の納税証明書／すでに賃貸又は売却目的で不動産会社との契約等を行っている場合は、その内容がわかるものの写し（まだの場合、確約書）／補助対象空き家の登記事項証明書／家財処分の見積書／家財処分前の写真

実績報告に必要な書類

高取町空き家家財処分補助金実績報告書（様式第8号）

添付書類：家財処分に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し／補助事業完了後の写真／（交付申請時に確約書を提出した場合）不動産会社との契約等の内容がわかるものの写し

留意事項

1. 交付決定前に事業に着手している場合は、補助対象となりません。
2. 交付決定と同じ年度内に家財処分を完了させ、実績報告を行ってください。
3. 不動産会社との契約等を実績報告までに行えない場合、補助金を返還する必要があります。
4. 詳細は高取町空き家家財処分補助金交付要綱を確認してください。

問合せ先：高取町まちづくり課 TEL:0744-52-3334